



平成 21 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 フジコピアン株式会社  
本店所在地 大阪市西淀川区御幣島五丁目 4 番 14 号  
代表者名 代表取締役社長 赤城貫太郎  
(コード 7957 大証 2 部)  
問合せ先 常務取締役管理部担当 本出壯太郎  
電話番号 06-6471-7071

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

(1)平成 21 年 1 月 5 日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下、決済合理化法といひます）が施行されたことにもない、次のとおり変更するものであります。

決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その該当条文（現行定款第 7 条）を削除するものであります。

決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日付で「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）」が廃止されたため、これにもない無効となった実質株主および実質株主名簿に関する文言（現行定款第 10 条第 3 項および第 12 条第 1 項）を削除するものです。

会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して 1 年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成 22 年 1 月 6 日に削除するものであります。

(2)株式に関する手続を明確にするため、現行定款第 11 条につきましては所要の変更を行うものであります。

(3)上記にあわせ、条数の繰上げ・字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 (条文省略) 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数) 第8条 (現行どおり) (削除)
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ) 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
(単元未満株式についての権利) 第12条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外	(単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが

<p>の権利を行使することができない。</p> <p>( 1 ) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>( 2 ) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>( 3 ) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>( 4 ) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>できない。</p> <p>( 1 )( 現行どおり )</p> <p>( 2 )( 現行どおり )</p> <p>( 3 )( 現行どおり )</p> <p>( 4 )( 現行どおり )</p>
第 13 条 ~ 第 40 条 ( 条文省略 )	第 12 条 ~ 第 39 条 ( 現行どおり )
( 新設 )	附則
( 新設 )	第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。</u>
( 新設 )	第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u>

### 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 3 月 27 日 ( 予定 )

定款変更の効力発生日 平成 21 年 3 月 27 日 ( 予定 )

以上